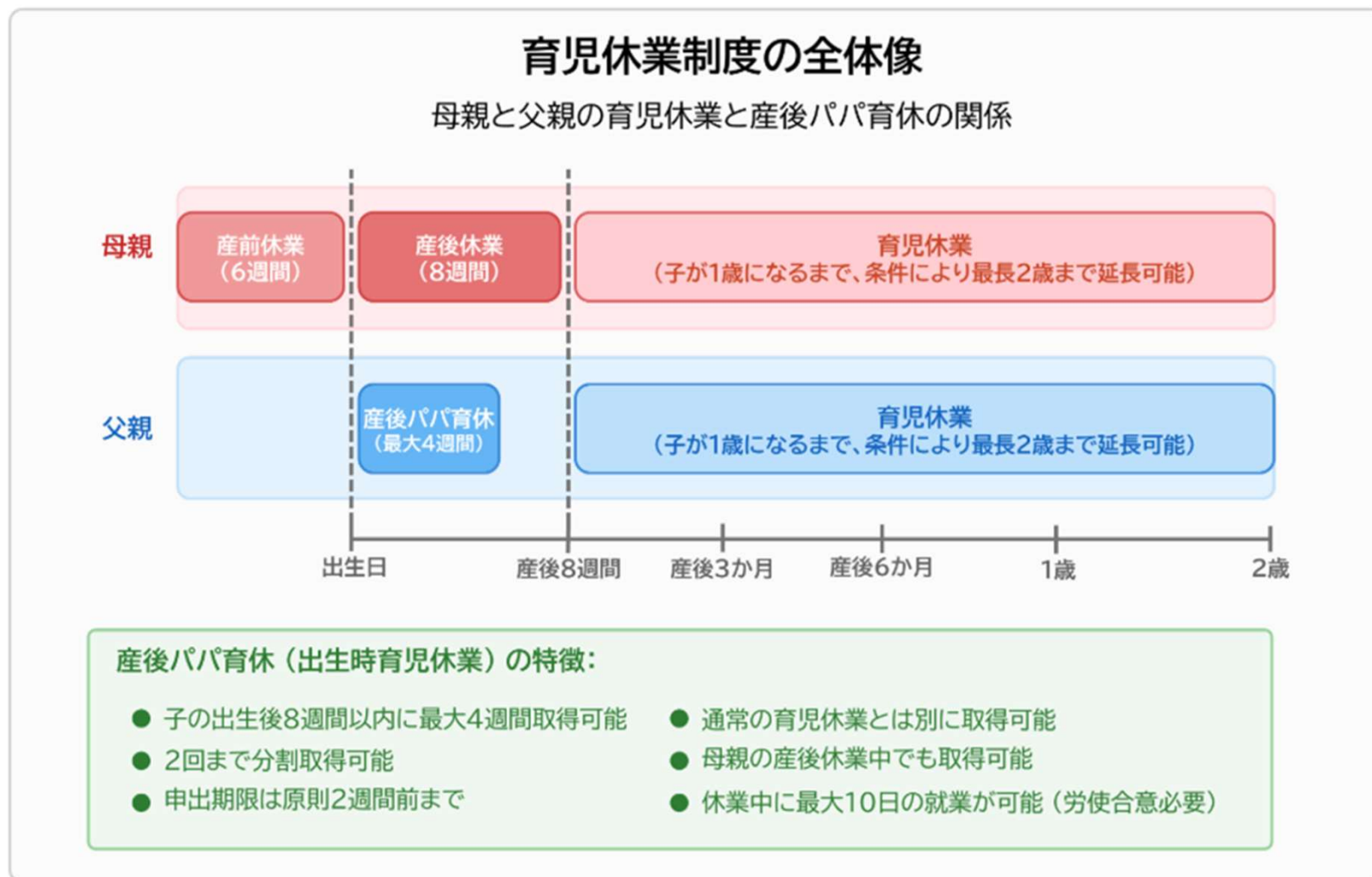


産後パパ育休の仕組みについて

夫々の育休制度

	産後パパ育休	通常の育児休業	パパママ育休プラス
申出期限の違い	原則2週間前まで	原則1ヶ月前まで	原則1ヶ月前まで
取得可能期間	子の出生後8週間以内に最大4週間	原則として子が1歳になるまで（最長2歳まで延長可能）	両親ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月に達するまで
分割取得	2回まで分割可能	2回まで分割可能	原則1回のみ
休業中の就業	労使協定があれば最大10日まで就業可能	原則として就業不可	原則として就業不可
給付金（2025年4月以降）	両親がともに14日以上取得した場合、手取り10割相当	原則として67%（180日経過後は50%）	通常の育児休業と同様

産後パパ育休とは

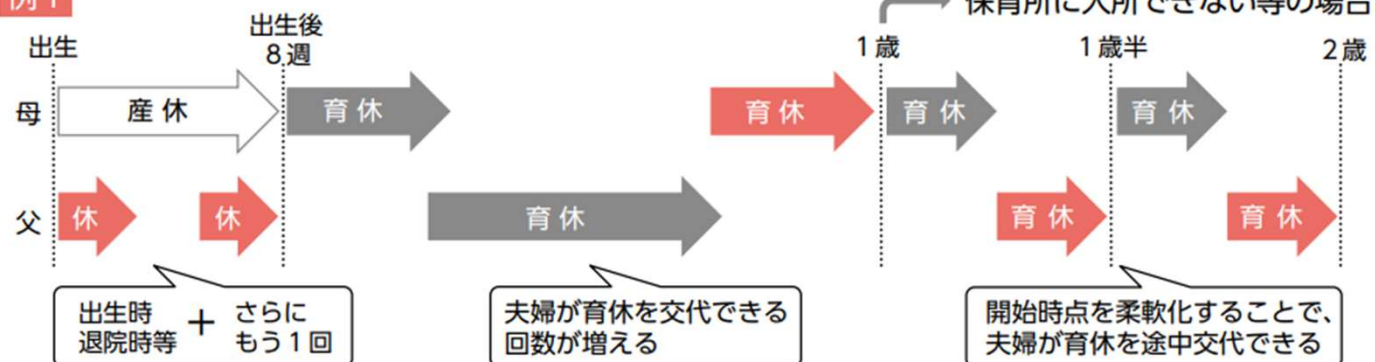


柔軟な取得の仕方

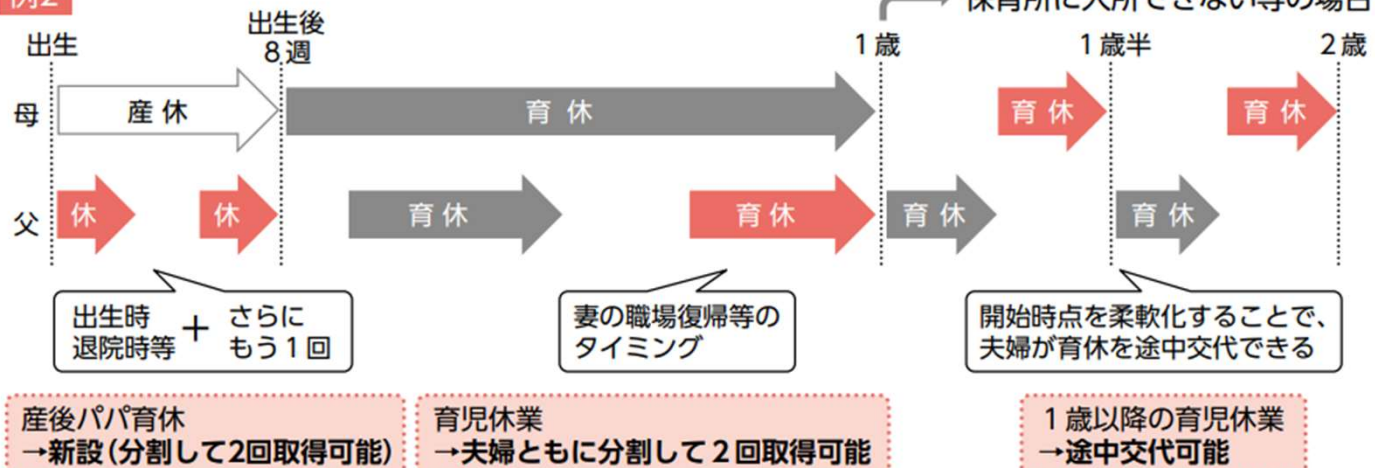
令和4年10月1日～

➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです

例1



例2



休業中の就業

手続きの流れ

- ①就業しても良い場合は、会社はその条件を申出
- ②申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示
- ③申出者（労働者）が承認
- ④会社から通知

就業可能日の上限

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例えば

休業2週間・・・その間の所定労働日10日・所定労働時間80時間

就業日数上限5日・40時間。休業開始日・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		13日目	休業終了日
4時間 休	休	休	8時間	6時間 休	休	休 4時間		休	6時間 休

休業中の賃金が
賃金月額13%
以下であれば給
付金の減額なし

育児休業給付と社会保険料免除について

育児休業給付

給付額・・・原則として休業開始時の賃金の67%
(180日経過後は50%)

社会保険料免除

免除額・・・育児休業中は100%

社会保険料免除の要件

いずれかを満たしていること

- その月の末日が育児休業期間中であること
- 同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その月内に14日以上育児休業を取得している

育休取得までのフロー①

<申請時に必要な情報>

- 申請する年月日
- 産後パパ育休を申請する従業員の氏名
- 子どもの氏名、生年月日
- 子どもと申請者の続柄
- 休業開始と休業終了の予定日

早く誕生
した場合

産後パパ育休の申請は
原則 2週間前

特別な事情がある場合は
1週間前の申請も可能

特別な事情

- ・ 予定日より早く出生
- ・ 配偶者の死亡
- ・ 配偶者が子どもと同居しない
- ・ 配偶者が病気または負傷などで子どもの養育が困難





早めに育休取得を
上司に届出る

育児休業取得申請書の提出

育児休業申請書

コブエ・インフォメーション部 御中

(申出日) 年 月 日

(申出者)

氏名

私は、「育児休業規定」に基づき、下記のとおり育児休業を申出します。

記

1. 休業に係る子状況	(1) 氏名			
	(2) 生年月日		年 月 日	
	(3) 本人との続柄		年 月 日	
	(4) 養育の場合、縁組成立の年月日		年 月 日	
2. 「の子が生まれていない 場合の出産予定 状況」	(1) 氏名			
	(2) 出産予定日	年 月 日		
3. 出産時期(育児休業(産後休業)の開始) ●出産後5日以内の4週間(28日)まで、●2月まで分断制				
休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前() 申出して	() いかなる一申出が認められた理由		
	(2) の子について出産時期を休業を したことが(休業予定日)ある	() いかなる()		
	(3) の子について出産時期を休業の 申出を認めたことが 休業の開始(日)一(休業開始)にすぎ、 一(休業)したものとみなす	() いかなる場合() であるか(2) 及び () である場合、再度申出の理由		
4. 1歳までの育児休業 ●2月まで分断制() 28日又は3月1日まで() 休業を開始していること				
休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前() 申出して	() いかなる一() 申出が認められた理由		
	(2) の子について育児休業を したことが(休業予定日)ある 又は(休業開始)にすぎ、 一(休業)したものとみなす	ない・ある() 一() 休業期間 年 月 日から 年 月 日まで →いかなる場合、再度申出の理由		
	(3) の子について育児休業の 申出を認めたことが 休業の開始(日)一(休業開始)にすぎ、 一(休業)したものとみなす	ない・ある() →いかなる場合() であるか(2) 及び () である場合、再度申出の理由		
	(4) 1歳を超えて休業する場合	取得期間(休業(予定)) 年 月 日		
5. 休業期間中の連絡先				
住所:				
TEL:				

(注) 契約社員・嘱託社員またはパートタイマーが「育児休業規定」第3条第1項なお書きの
申出をする場合は、3のみの記入で足りる。

休業までに引継ぎ等
完了する事



部下の意向を承認

書類の承認
グループ長・部長・
役員

上長は引継ぎ業務の内容を把握
対策を講ずる